

平成 22 年 6 月 21 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19730506

研究課題名(和文) 米国ミネソタ州におけるチャータースクールの学校評価モデル構築に関する研究

研究課題名(英文) A Study on making a model of school evaluation of charter schools in Minnesota State

研究代表者

湯藤 定宗 (YUTO SADAMUNE)

帝塚山学院大学・リベラルアーツ学部・准教授

研究者番号：20325137

研究成果の概要(和文)：米国ミネソタ州の Parents, Allied with Children and Teachers(以下 PACT)を事例として、アカウンタビリティの仕組みと実態の分析を通して、学校評価モデル構築に資する知見を得た。本研究では、特にスポンサー評価に焦点を当てて、以下の結論を得た。第一に、スポンサー評価に PACT に対する支援機能が含まれていること、第二に、学校評価の基本は自己評価であること、第三に AdvancED のアクレディテーションを通して PACT の学校改善が達成できたことである。

研究成果の概要(英文)：It was found that I would point out some knowledge, contributing to making a model of school evaluation through an analysis of the mechanism and the actual condition of “Parents, Allied with Children and Teachers(PACT) charter school in Minnesota State. In this study three points were clarified, especially focused on a charter school evaluation by a sponsor. First, PACT charter school evaluation by the sponsor has a strong support function. Second, the basis of a school evaluation is self-evaluation. Third, the reason why PACT has improved their quality of education is through an accreditation of AdvancED, the third party evaluators.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	420,000	2,920,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：学校経営

## 1. 研究開始当初の背景

米国で 2002 年に制定された、初等中等教育法の修正案である No Child Left

Behind(以下 NCLB)法の影響により、他の一般公立学校と同様に、一律的な学校評価が展開されつつあった。このような状況において、

個々のチャータースクール(以下 CS)が有する多様性を維持させるような学校評価モデルの構築が急務的な課題となっていた。

## 2. 研究の目的

CS が急速に普及している要因は、CS が公立学校であるにも関わらず、教育・学習活動の自由度が高いことにある。上記のような NCLB 法制下では、CS の自由度に制限がかかる状況が生じている。しかし、言うまでもなく、CS はその自由度を維持することにより、CS としての地位が保たれる。したがって、本研究では、個々の CS の自由度を保持できる多様性を多角的に評価するための学校評価モデルを構築することを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) ミネソタ州の CS を対象として、質問紙調査を実施し、NCLB 法以前と以後の対象とする CS における教育・学習状況と学校評価のあり方によどのような変容が見られるのかを検証する。

(2) ミネソタ州における CS の訪問調査により、CS の多様性を多角的に評価することが可能な学校評価モデル構築に資するデータ及び知見を得る。

## 4. 研究成果

(1) 下記拙稿「日本における学校評価に関する政策的動向」では、日本における学校評価に関する政策的動向について、2000 年の教育改革国民会議による「教育を変える 17 の提案」から 2008 年の「学校評価ガイドライン [改訂]」までを対象として論じた。導かれた結論としては、教育政策を牽引する主体の正当性を主張するのではなく、教育政策が諸外国の実践も含めた調査研究に基づく、科学的知見によって提言されなければならないことを、近年における教育政策形成の特徴、つまり、文部科学省や中央教育審議会以外の提言による教育改革のダッチロール的状况も含め、言及した。

(2) 下記拙稿「アメリカ合衆国における教育改革に関する一考察-ミネソタ州を事例として-」において、連邦レベル、そしてミネソタ州における 1950 年代から 2000 年代中期までの教育改革の沿革について言及し、多様な社会背景やニーズに対応しつつ、連邦や同州の教育改革が展開されてきた事実を明らかにした。また、ミネソタ州の CS である PACT を事例として、CS の有する可能性と危険性について指摘した。加えて、CS の意義について次のように言及した。通常の公立学校では提供できない、非伝統的な教育が展開できること、及び CS との比較を通して伝統的な公立

学校自身を問い直す契機を提供しているという点。

(3) 下記拙稿「スポンサーによるチャータースクール評価の実態に関する一考察-Bethel University によるチャータースクール評価を事例として」の目的は、スポンサーによる CS 評価の仕組みと実態を分析することを通じて、公教育体制再構築のための示唆を得ることである。それは以下のように言及することができる。

学区教育委員会に加えて、その他の機関が一定の基準を満たしていることを条件とし、スポンサーとして当該機関が、CS を評価し、許認可更新する過程を通して公立学校としての CS の質を保証する。と同時に、CS 側にもスポンサーを選択する権限を付与し、スポンサーの質も担保する。上記の仕組みは、新たな公教育体制再構築の試みであると結論付けた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

湯藤定宗、第 3 章 日本における学校評価に関する政策的動向、査読無、福本みちよ(研究代表)『学校評価システムの展開に関する実証的研究』、2008、pp. 24-33

湯藤定宗、アメリカ合衆国における教育改革に関する一考察-ミネソタ州を事例として-、査読無、帝塚山学院大学研究論集、文学部 43 号、2008、89-102。

湯藤定宗、米国チャータースクールにおけるスポンサーによる学校評価に関する研究 - Bethel University による PACT 評価を事例として -、日本教育経営学会紀要、査読有、第 52 号、2010、111-125。

〔学会発表〕(計 1 件)

湯藤定宗、スポンサーによるチャータースクール評価の実態に関する一考察-Bethel University によるチャータースクール評価を事例として-、日本教育経営学会第 49 回大会(千葉大学)、2009 年 6 月 6 日。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

湯藤 定宗 (YUTO SADAMUNE)  
帝塚山学院大学・リベラルアーツ学部・准教授  
研究者番号：20325137

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし